

京浜港（横浜区及び川崎区）における 夜間入港安全対策マニュアル

京浜港（横浜区及び川崎区）における夜間入港規制廃止後の

安全対策検討会

平成17年10月作成

平成29年 6月一部改訂

はじめに

港則法第6条に規定する夜間入港の規制が、平成17年11月1日から廃止され、規制廃止後における京浜港（横浜区及び川崎区に限る。以下同じ。）への夜間入港に係る航行安全対策をより確かなものとするため、平成16年2月、船舶運航者、船舶代理店、岸壁（係留施設）管理者、港湾管理者、水先人、関係官庁等の京浜港の主要な海事関係者（下記参照）を構成員とする「京浜港（横浜区及び川崎区）における夜間入港規制廃止後の安全対策検討会」を設立し、同検討会において鋭意検討を重ねた結果、今般、以下のとおり、「事業者による自主安全対策」を主要な内容とする「京浜港（横浜区及び川崎区）における夜間入港安全対策マニュアル」が承認されました。

「事業者による自主安全対策」については、あくまでも事業者が自主的に履行すべきものという範囲を超えるものではありませんが、公共性の極めて高い港を共同利用する立場から、万一、自らの不注意で海難事故等を引き起こした場合他の利用者に多大なる迷惑をかける結果になることを十分認識し、単に法令に規定されている事項のみならず、各利用者がそれぞれの責務の中で実施すべきと考えられる事項についても、可能な限り他の利用者と歩調を合わせ履行していくことが望まれています。

つきましては、夜間における京浜港への入港にあたり、入港船舶の関係者は、港則法その他関係法令を適切に遵守するほか、本マニュアルに記載されている各種安全対策等を適切に実施することにより、京浜港が安全性と効率性を兼ね備えた港となるようご協力お願いいたします。

【 本マニュアルの一部改訂について 平成29年6月 実施 】

本マニュアルの発出から既に10年以上が経過して、その間には、港則法及び港則法施行規則の改正（平成22年7月1日から運用開始になった横浜航路の管制基準の変更、平成28年8月1日より航路外待機指示の対象航路、情報聴取義務海域等の規定等）、放送形態によるニーズの低下に伴い、平成22年3月31日をもって、中短波放送による情報提供業務は廃止されたこと等から、これらの整合を図るため、本マニュアル記載内容の一部を現状に合わせ改訂しました。

京浜港（横浜区及び川崎区）における夜間入港規制廃止後の

安全対策検討会構成員（順不同）

横浜市港湾局

川崎市港湾局

一般社団法人 日本船長協会

東京湾水先区水先人会

関東旅客船協会

全国内航タンカー海運組合関東支部

全日本海員組合関東支部

横浜船主会海務専門委員会

外国船舶協会横浜支部

神奈川県船舶代理店協会

外航船舶代理店業協会

船舶けい留施設運営会

川崎港運協会

一般社団法人 セメント協会

公益社団法人 東京湾海難防止協会

株式会社 東洋信号通信社

横浜海上保安部（事務局）

川崎海上保安署

対象船舶

本マニュアルは、夜間(日没から日出までの間)に京浜港(横浜市及び川崎区)に入港する総トン数500トン以上の船舶であって、下記に掲げるもの以外の船舶を対象とする。

- (1) ばら積みの引火性危険物積載船舶
- (2) 載荷重量トン数が50,000トン以上の油タンカー(非危険物船を含む)
- (3) 放射性物質又は爆発物を積載した船舶(専らコンテナを積載した船舶を除く)

安全対策

1 各港区共通事項

- (1) 船長は、夜間入港にあたり、船舶代理店等を通じて、港内における気象・海象の状況を事前に把握すること。なお、当該気象・海象の状況が、次の基準に該当する場合には、入港を中止し、又は延期すること。
高乾舷船（コンテナ船、自動車運搬船等）
平均風速 12 m / s 以上、視程 1 海里以下
高乾舷船以外の船舶
平均風速 15 m / s 以上、視程 1 海里以下
- (2) 船長は、船舶運航者、船舶代理店等を通じて岸壁（係留施設）管理者、港湾管理者、水先人等の受入側の関係者と自船の受入体制等について、あらかじめ十分な手配、調整等を行っておくこと。
また、受入れ側の関係者は、当該船舶の受入れにあたり、事前に手配、調整された事項を確実に履行すること。
- (3) 船長は、大型船等操縦性能が悪い船舶の夜間入港にあたっては出来る限りタグボートを要請すること。
- (4) 船長は、水先法第 35 条第 2 項に規定する船舶（強制水先対象船）以外の船舶であっても、自らが過去 1 年以内に入港予定バース又はその付近のバースに 3 回以上入港した経験がない場合、又は、港の地理、交通ルール等に不案内であったり、入港関連の諸機関、他の入港船舶等との意思疎通が困難である等の場合には、出来る限り水先人及びタグボートを要請すること。
- (5) 船長は、京浜港に入港するために必要な海図を備え置くとともに、事前に航行経路及び着岸（棧）バース等を当該海図で確認しておくこと。
必要な海図
横浜区：東京湾中部(第 1062 号)、横浜(第 66 号)、根岸(第 1085 号)
川崎区：東京湾中部(第 1062 号)、川崎(第 67 号)
- (6) 船長は、横浜航路、川崎航路及び鶴見航路に入港しようとする場合は、当該航路入り口付近に達した時点で、当該航路を担当する港内交通管制室及びポータルラジオに対し、船名、動静等を連絡すること。
- (7) 船長は、港内を航行する場合、VHF ch 16 を常時聴守するとともに AIS 搭載船にあつては、目的港記号（コード）等適切な AIS 情報の入力を行い、AIS を常時作動させること。
- (8) 船長は、港内交通管制室及びポータルラジオと連絡を密にし、港内の交通状況等を把握すること。

港内交通管制室への連絡方法

連絡先	方法
横浜港内交通管制室（横浜航路）	Tel 045-621-5957 Fax045-623-5045 VHF による連絡も可能(下記図 参照)
川崎港内交通管制室(川崎航路・鶴見航路)	Tel 044-277-0946 Fax044-299-5455 VHF による連絡も可能(下記図 参照)

無線（VHF）による連絡の方法

	呼出名称	呼出・応答	通信用	備考
海上保安庁	よこはまこうないほあん (Yokohama Harbor Coast Guard Radio)	ch 16	ch 12	海上保安庁が行う航路管制等に関する通信
	けいひんハーバーレーダー (Keihin Harbor Radar)	ch 16 ch 13	ch 14 ch 13	
	よこはまほあん (Yokohama Coast Guard Radio)	ch 16	ch 12	海上保安庁が行う安全に関する通信
よこはまポートラジオ (Yokohama Port Radio)	ch 11, 12 ch 14, 18		横浜市港湾局・川崎市港湾局(港湾管理者)が行う港務通信 ch12,14 は、海上保安庁と共通チャンネル	
かわさきポートラジオ (Kawasaki Port Radio)	ch 19, 20 ch 21, 22			

けいひんハーバーレーダーを呼ぶ場合

横浜航路を通航する船舶は、呼出名称の後に「本牧通航」を付けること。

鶴見航路・川崎航路を通航する船舶は、呼出名称の後に「塩浜通航」を付けること。

- (9) 岸壁（係留施設）管理者は、夜間における船舶の安全な着岸（棧）に関して、岸壁（棧橋）が十分に確認できるよう常設又は移動式の照明設備を備えること。

なお、照明設備の設置等にあたっては、適用を受けることとなる港湾設備の照明及び照度について定めている法令、基準等を遵守する他個々の岸壁（棧橋）の実状、利用する船舶の要目等に応じて、これらの法令等を勘案し、個々のバース施設の照明設備が、着岸（棧）作業等を安全に実施することが可能な照度を保持していることを確認する

こと。

末尾「参考資料」参照

港湾の施設の技術上の基準を定める省令

日本工業規格（JIS）照度基準総則

労働安全衛生規則

- (10) 船舶運航者、船舶代理店、岸壁（係留施設）管理者等は、関係法令、航行ルール、航行経路、着岸（棧）バースの位置、隣接バースの着岸船の状況、その他の夜間入港に必要なとなる情報を事前に船長に提供すること。
- (11) 船長、船舶運航者、船舶代理店、岸壁（係留施設）管理者、港湾管理者、水先人その他の船舶の夜間入港に関与する者は、夜間にあっても、緊急事態その他連絡調整を必要とする事態の発生に備え、迅速に適切な対応が取れるよう現場での立ち会いも含め、所要の対応体制、連絡体制等を確立しておくこと。

2 京浜運河における安全対策

- (1) 京浜運河（横浜区第4区又は川崎区第1区）内の各バースに夜間入港し又は同バースから夜間出港しようとする総トン数500トン以上1000トン未満の船舶の船長は、川崎航路又は鶴見航路入航時及びバース離岸（棧）時に川崎港内交通管制室に対し、船名、動静等を連絡すること。（川崎港内交通管制室では、入航船船長からの連絡等を元に必要に応じて各船舶に対し、港内の交通状況等の情報提供を行う）
- (2) 上記1各港区共通事項中（4）の他、船長は、過去に京浜運河（横浜区第4区又は川崎区第1区）内の各バースに自ら夜間入港した経験がない場合は、出来る限り水先人及びタグボートを要請すること。
- (3) 船舶の船長は、川崎航路、鶴見航路及び京浜運河（横浜区第4区又は川崎区第1区）内において、他の船舶と行き会うおそれのある場合は、あらゆる手段をもって互いの動静確認に努めること。

航法等

1 航法

- (1) 汽艇等以外の船舶は、特定港に出入りし、又は特定港を通過するには、国土交通省令の定める航路によらなければならない。
ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。(港則法第12条)
省令の定める航路(港則法施行規則第8条別表第2)
京浜港においては、横浜航路、鶴見航路及び川崎航路をいう
- (2) 船舶は、航路内においては、次の場合を除いては、投げようし、又はえい航している船舶を放してはならない。(港則法第13条)
- ・海難を避けようとするとき。
 - ・運転の自由を失ったとき。
 - ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
 - ・港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。
- (3) 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。(港則法第14条第1項)
- (4) 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。(港則法第14条第2項)
- (5) 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。(港則法第14条第3項)
- (6) 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。
(港則法第14条第4項)
- (7) 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。(港則法第15条)
- (8) 船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。(港則法第16条)
- (9) 特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。(港則法第36条の3第1項)
省令の定める水路(港則法施行規則第20条の2別表第4)
京浜港(横浜区・川崎区)においては、横浜航路、鶴見航路、川崎航路及び京浜運河をいう。
- (10) 総トン数又は長さが国土交通省令の定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通

省令の定めるところにより、港長に当該水路を航行する予定時刻等を通報しなければならない。(港則法第36条の3第2項)

省令の定め

(港則法施行規則第29条第2項、第3項、第4項、第5項)

- (11) 船舶は、港内においては、次に掲げる場所にみだりにびょう泊又は、停留してはならない。(港則法施行規則第6条)
- ・ふ頭、棧橋、岸壁、係船浮標及びドックの附近
 - ・河川、運河、その他狭い水路及び船だまりの入口付近
- (12) 船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。(港則法施行規則第9条)

2 鶴見航路、川崎航路及び京浜運河における航法

- (1) 船舶は、川崎第1区及び横浜第4区においては、次に掲げる場合を除いては、びょう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。(港則法施行規則第26条)
- ・海難を避けようとするとき。
 - ・運転の自由を失ったとき。
 - ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
 - ・港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。
- (2) 川崎第1区及び横浜第4区において貨物等を積載した汽艇等を引くときは、午前7時から日没までの間は、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが150メートルを超えないこと。(港則法施行規則第27条第2号)
- (3) 船舶は川崎第1区及び横浜第4区においては、他の船舶を追い越してはならない。
- ただし、周囲の状況を考慮し、次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。(港則法施行規則第27条の3第1項)
- ・当該他の船舶が自船を安全に通過させるための動作を取ることを必要としないとき。
 - ・自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき。
- (4) 総トン数500トン以上の船舶は、京浜運河を通り抜けてはならない。(港則法施行規則第27条の3第2項)
- (5) 総トン数1,000トン以上の船舶は、塩浜信号所から238度1,080メートルの地点から152度に東扇島まで引いた線(京浜運河第2区と第3区の境界)を超えて京浜運河を西行してはならない。

(港則法施行規則第27条の3第3項)

- (6) 総トン数1,000トン以上の船舶は、京浜運河において、午前6時30分から午前9時までの間は、船首を回転してはならない。(港則法施行規則第27条の3第4項)
- (7) 京浜運河から他の運河に入航し、又は他の運河から京浜運河に入航しようとする汽船は、京浜運河と当該他の運河との接続点の手前150メートルの地点に達したときは、汽笛又はサイレンをもって長音1回を吹き鳴らさなければならない。(港則法施行規則第28条)
- (8) 総トン数5,000トン(油送船にあっては1,000トン)以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して川崎第1区又は横浜第4区に入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近で、川崎区第1区又は横浜第4区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前面水域又は東京電力株式会社川崎火力発電所前面水域で汽笛又はサイレンをもって長音を2回吹き鳴らさなければならない。(港則法施行規則第29条第1項)

3 横浜航路及びその周辺海域における規定

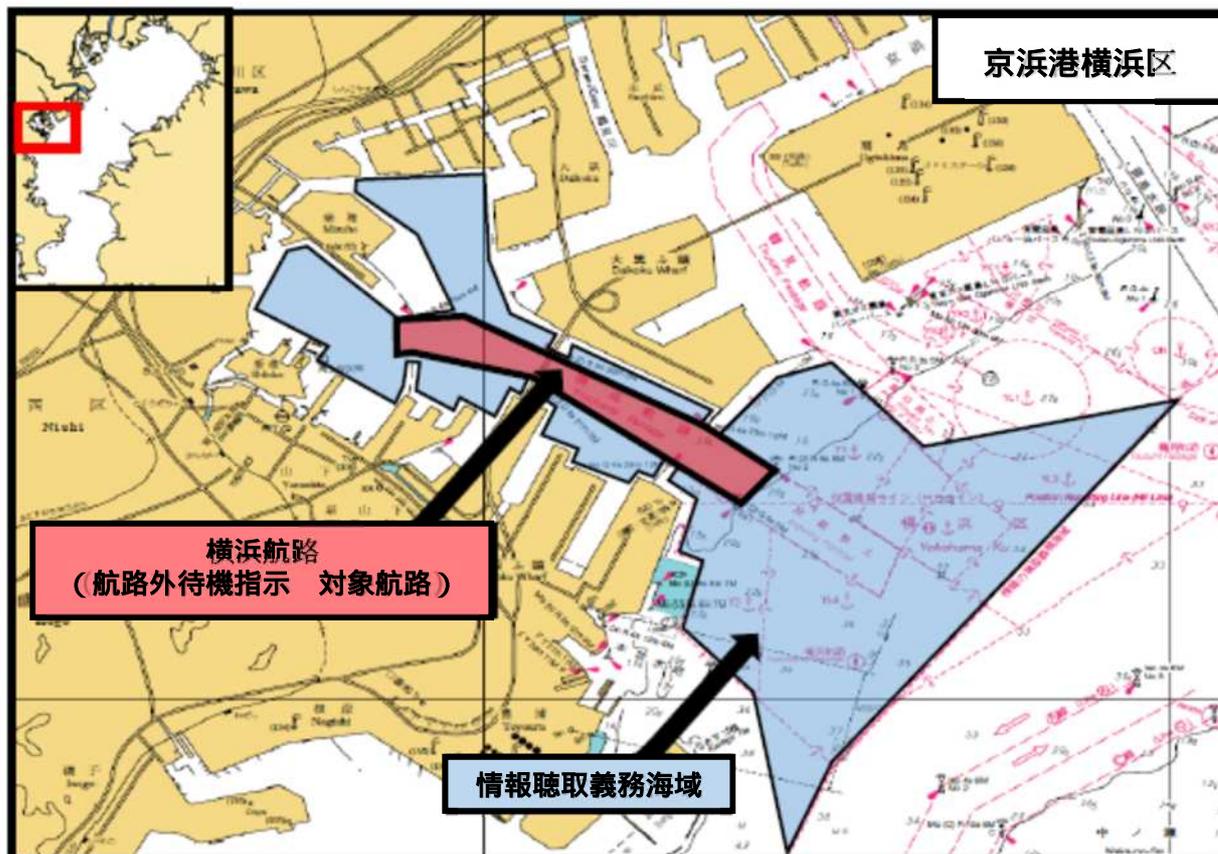
(1) 港長が提供する情報の聴取

特定船舶(小型船及び汽艇等以外の船舶)は港則法第37条の3に基づき、港則法施行規則第20条の3(別表第5)に定められている海域において港長の提供する情報を聴取しなければならない。

(2) 航路外待機指示

港長は、港則法第37条の4に基づき、特定船舶が港則法施行規則第20条の3(別表第5)に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

情報聴取海域及び航路外待機指示対象航路



4 港長に対する航行予定時刻の通報

- (1) 長さ160メートル以上(油送船にあつては1,000トン)の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは航路入口付近に達する予定時刻を、横浜航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長(横浜港内交通管制室)に通報しなければならない。(港則法施行規則第29条第5項)
- (2) 総トン数1,000トン以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して入航し、又は、川崎第1区及び横浜第4区において移動し(京浜運河以外の水域内において移動するときを除く)若しくは、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長(川崎港内交通管制室)に通報しなければならない。(港則法施行規則第29条第4項)
- (3) 前2項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつた

ときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。(港則法施行規則第29条第6項)

5 横浜航路における航行管制と情報提供業務

- (1) 横浜航路の航行管制は、外防波堤より港内側の横浜航路西水路に入出航しようとする船舶は、大黒及び内港信号所の信号に従い、外防波堤より港外側の横浜航路東水路に入出航しようとする船舶は、本牧信号所の信号に従って航行しなければならない。

信号の種類及び意味

信号	記号	信号の略称	意味
の文字の点滅	I'	入航信号 (IN)	入航船は入航可能 全長 50 メートル以上 (総トン数 500 トン未満を除く) 出航禁止
O の文字の点滅	O'	出航信号 (OUT)	出航船は出航可能 全長 50 メートル以上 (総トン数 500 トン未満は除く) 入航禁止
F の文字の点滅	F'	自由信号 (FREE)	全長 160 メートル(油送船は総トン数 1,000 トン)以上の船舶は入出航禁止 全長 160 メートル(油送船は総トン数 1,000 トン)未満の入出港船は入出航可
X の文字の点灯	X	禁止信号	港長の指示した船舶以外入出港禁止
X の文字と次に切り替わる信号の交互点滅	X' I' X' O' X' F'	切替予定信号	航路内航行船は航行可能 航路外にある全長 50 メートル以上 (総トン数 500 トン未満は除く) の船舶は、航路内航行船の進路を避けて航路外で待機 間もなく I' (又は O', F') に変わる
X の文字の点滅	X'		航路内航行船は航行可能 航路外にある全船舶は航路内航行船の進路を避けて航路外で待機 間もなく X に変わる

油送船

原油、液化石油ガス若しくは引火点が摂氏 23 度未満の引火性液体類を積載しているもの又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後、ガス検定を行い、船長が火災、爆発のおそれのないことを確認していないものをいう。

(2) 交通情報の提供

横浜港内交通管制室では、横浜航路及びその周辺海域における船舶交通の安全上必要な情報の提供を行っている。

交通情報の内容

- ・横浜航路における管制信号の現況と予告
- ・港域内における錨泊船の状況
- ・港内工事、作業の実施状況
- ・航路標識の状況
- ・その他、船舶の航行安全上必要な事項

提供の方法

イ、臨時放送

船舶の事故、管制信号の異常、視界不良等の速やかに周知を必要とする事項については、VHF ch 14 (156.7MHz)により随時放送する。

ロ、個別通信

交通情報について早急に知りたい場合には、電話又はVHFで横浜港内交通管制室に問い合わせること。

電話 045-621-5957 / Fax 045-623-5045

周波数 呼出応答用 F3E 156.8MHz (ch16)

通信用 F3E 156.6MHz (ch12)

呼出名称 「よこはまこうないほあん」

「けいひんハーバーレーダー」

「けいひんハーバーレーダー」の後に「本牧通航」をつけること
(参考) 横浜航路入出港予定船舶情報の URL

http://www6.kaiho.mlit.go.jp/yokohama/public_html/yokohama_index.html

6 鶴見航路、川崎航路及び京浜運河における航行管制と情報提供業務

(1) 管制区と信号所は次のとおり。

管制区		担当の信号所
鶴見航路	南水路	鶴見第二
	北水路	鶴見(外向きの信号板3面)
京浜運河第1区		鶴見(内向きの信号板1面)、田辺
京浜運河第2区		池上
京浜運河第3区		塩浜、水江

京浜運河第4区	大師、川崎（内向きの信号板1面）
川崎航路	川崎（外向きの信号板2面）

（2） 信号の種類及び意味は次のとおり。

鶴見航路（南水路、北水路）、川崎航路

信号	記号	信号の略称	意味
Iの文字の点滅	I'	入航信号 (IN)	入航船は入航可 1,000G/T以上の出航船は運航停止で待機 1,000G/T未満の出航船は出航可
Oの文字の点滅	O'	出航信号 (OUT)	出航船は出航可 1,000G/T以上の入航船は航路外で出航船の進路を避けて待機 1,000G/T未満の入航船は入航可
Xの文字の点滅	X'	注意信号	[鶴見航路 南水路] 南水路航行中の船舶は入出航可 南水路外にある船舶は入出航禁止 但し、北水路から出航中の航行船舶は出航可 [鶴見航路 北水路] 北水路航行中の船舶は入出航可 北水路外にある船舶は入出航禁止 但し、京浜運河第1区から出航中の航行船舶は出航可 [川崎航路] 航路内航行中の船舶は入出航可 航路外にある船舶は入出航禁止 但し、京浜運河第4区から出航中の航行船舶は出航可

Xの文字の点灯	X	禁止信号	<p>[鶴見航路 南水路]</p> <p>港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止 但し、北水路から出航中の航行船舶は出航可</p> <p>[鶴見航路 北水路]</p> <p>港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止 但し、鶴見信号所の内側信号板が T 又は T' の時は京浜運河第 1 区からの出航船舶は出航可</p> <p>[川崎航路]</p> <p>港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止 但し、川崎信号所の内側信号板が K 又は K' の時は京浜運河第 4 区からの出航船舶は出航可</p>
---------	---	------	---

京浜運河第 1、第 2、第 3、第 4 区

信号	記号	信号の略称	意味
Kの文字の点灯	K	東行信号	<p>東行船は東行可、枝運河への入航可</p> <p>枝運河からの 1,000G/T 以上の東行船は運航停止で待機</p> <p>1,000G/T 以上の西行船は運航停止で待機</p> <p>1,000G/T 未満の西行船は西行可</p>
Kの文字の点滅	K'	枝運河 東行信号	<p>東行船は東行可、枝運河から出航可</p> <p>枝運河への 1,000G/T 以上の入航東行船は当該枝運河からの出航東行船の進路を避けて待機</p> <p>1,000G/T 以上の西行船は運航停止で待機</p> <p>1,000G/T 未満の西行船は西行可</p>
Tの文字の点灯	T	西行信号	<p>西行船は西行可、枝運河への入航可</p> <p>枝運河からの 1,000G/T 以上の西行船は運航停止で待機</p> <p>1,000G/T 以上の東行船は運航停止で待機</p> <p>1,000G/T 未満の東行船は東行可</p>
Tの文字の点滅	T'	枝運河 西行信号	<p>西行船は西行可、枝運河からの出航可</p> <p>枝運河への 1,000G/T 以上の入航西行船は当該枝運河からの出航西行船の進路を避けて待機</p> <p>1,000G/T 未満の東行船は東行可</p>
Xの文字の点滅	X'	注意信号	<p>東行又は西行中の船舶は東行又は西行可</p> <p>東行又は西行しようとする停泊中の船舶は運</p>

			航禁止
Xの文字の点灯	X	禁止信号	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は東行又は西行禁止 但し、京浜運河第1区において鶴見信号所の外側信号板のI'を見て入航した船舶は東行可、また、京浜運河第4区においては川崎信号所の外側信号板のI'を見て入航した船舶は西行可

(3) 通航の方法

総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として、鶴見航路から入航し川崎航路から出航するものとする。(平成17年11月1日から)

但し、総トン数5,000トン(京浜運河第4区及び大師運河への入航については、総トン数1,000トン)以上の船舶、油送船及び港長の認めた船舶は、京浜運河第3区以東の管制区及び枝運河に限り、川崎航路から入航できる。

また、京浜運河第2区以西の管制区及び枝運河に限り鶴見航路から出航できる。

総トン数15,000トン以上の船舶は、原則として鶴見航路(水路のみ)、川崎航路内では全ての船舶(汽艇等を含む)と行き会うことはない。

末広町水面、鶴見川、横浜区第3区方面に出入りする総トン数1,000トン以上の船舶は、信号に従って鶴見航路を航行することができる。

(4) 交通情報の提供

川崎港内交通管制室では、鶴見航路、川崎航路、京浜運河及びその周辺海域における船舶交通の安全上必要な情報の提供を行っている。

交通情報の内容

- ・管制信号の現況と予告
- ・港域内における錨泊船の状況
- ・港内工事、作業の実施状況
- ・航路標識の状況
- ・その他、船舶の航行安全上必要な事項

提供の方法

イ、臨時放送

船舶の事故、管制信号の異常、視界不良等の速やかに周知を必要とする事項については、VHF ch 14 (156.7MHz)により随時放送する。

ロ、個別通信

交通情報について早急に知りたい場合には、電話又はVHFで川崎港内交通管制室に問い合わせること。

電話 044-277-0946 / FAX 044-299-5455

周波数 呼出応答用 F3E 156.8MHz (ch 16)

通信用 F3E 156.6MHz (ch 12)

呼出名称 「けいひんハーバーレーダー」

「けいひんハーバーレーダー」の後に「塩浜通航」をつけること

バース施設の照明設備及び照度の基準について

港湾施設の照明設備及び照度について定めている法令、基準等は以下の通りであり、これらの法令等を勘案して、個々のバース施設の照明設備が、着岸作業等の安全の実施について可能な照度を保持していることを確認することが必要である。

- 1 荷役設備の照明設備及び照度について定める法令、基準等
港湾施設の技術上の基準を定める省令(港湾の施設の技術上の基準・同解説)
日本工業規格(JIS)照明基準総則
労働安全衛生規則

- 2 港湾の施設の技術上の基準・同解説 抜粋
【適用範囲】
 - (1) ここで述べる基準は、夜間に荷役作業、船舶の離接岸及び旅客その他の利用が行われるふ頭の照明設備であって、～略～ 施設の照明設備の設置、改良又は維持管理に適用する。
 - (2) 前項に掲げる施設以外の施設については、他に適用基準がある場合はその基準によるほか、この基準に準じて適切な照明を行うものとする。
【基準照度】
 - (1) 基準照度とは、当該施設が維持されるべき平均水平面照度の最低値とする。
平均水平面照度：水平面照度とは、床面又は地上面の照度をさし、平均水平面照度はその平均値をいう。
 - (2) 屋外の施設における基準照度は、施設に応じて次表の値とする。
また、保安としての照度はすべての施設について1～5 lxの値とする。

エプロン、ヤード、通路の基準照度

施設		基準照度(lx)
エプロン	旅客又は車両を対象とした係留施設並びにプレジャーボート用係留施設	50(1)
	その他の係留施設	30(2)
ヤード	コンテナヤード、荷さばき地	20
通路	旅客又は車両乗降用施設	50(3)
	その他の通路	20

備考(1) プレジャーボート用係留施設におけるプレジャーボートの陸揚げに供する斜路などは30lxとする。

(2) パイプラインなどを利用した荷役を行う係留施設のエプロンで作業内容が単純なもの(油類など危険物積載用係留施設を除く)は20lxとする。

(3) 旅客及び車両の乗降口は75lxとする。

(注)「車両を対象とした係留施設」とは、自動車の船積み又は陸揚げを直接自動車を運転して行う係留施設である。したがって、クレーンで車を揚げ積みする荷役は「その他の係留施設」とみなす。

(3) その他

夜間の船舶の離接岸が行われる係留施設においては必要に応じ、岸壁の法線や隅角部の位置を容易に識別できるような照明等を岸壁に設けることが望ましい。

3 日本工業規格(JIS)照度基準総則

【所要照度】

この照度は、主として視作業面(特に視作業面の指定がないときは床上85cm座業のときは床上40cm、廊下、屋外などは、床面又は地面)における水平面照度を示すが、作業内容によっては、鉛直面又は傾斜面の照度を示すものもある。また、この照度は設備当初の値ではなく、常時維持しなければならない。以下略

ふ頭の照度基準

施 設		維持照度(lx)
一般貨物 コンテナ バス	エプロン	75
	ヤード・臨海道路（主要部）	30
	臨海道路（その他の部分）	20
カーフェリー バス 旅客バス	乗降用施設	200
	エプロン	75
	ヤード・臨海道路（主要部）	30
	臨海道路（その他の部分）	20
危険物バス シーバス	エプロン・給油機付近	75
	ヤード	30
	棧橋・臨海道路	20

4 労働安全衛生規則 第3編 衛生基準

第4章 採光及び照明 (照度)第604条

事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の上覧に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。 以下略

作業の区分	基準
精密な作業	300lx 以上
普通の作業	150lx 以上
粗な作業	70lx 以上

(採光及び照明)第605条

事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6月以内ごとに1回、定期的に点検しなければならない。